

【東京都】精神科病院における虐待通報窓口

精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から精神科病院における虐待通報が義務化

精神科病院で業務従事者^{*}による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合は、速やかに通報してください。

*業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

お電話をいただいた方の個人情報につきましては、厳重に管理します。

なお、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。



身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。



性的虐待

障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせること。



心理的虐待

障害者に対する著しい暴言や、不当な差別的な言動を行うこと。



放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること。



経済的虐待

障害者の財産を不正に処分したり、障害者から不正に財産上の利益を得ること。

〈東京都 精神科病院における虐待通報窓口〉

03-5320-4463

受付時間：〈平日〉午前9時から午後5時まで

〈メール〉 seishin-tuho@member.metro.tokyo.jp

〈郵送〉 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 虐待通報窓口



東京都